





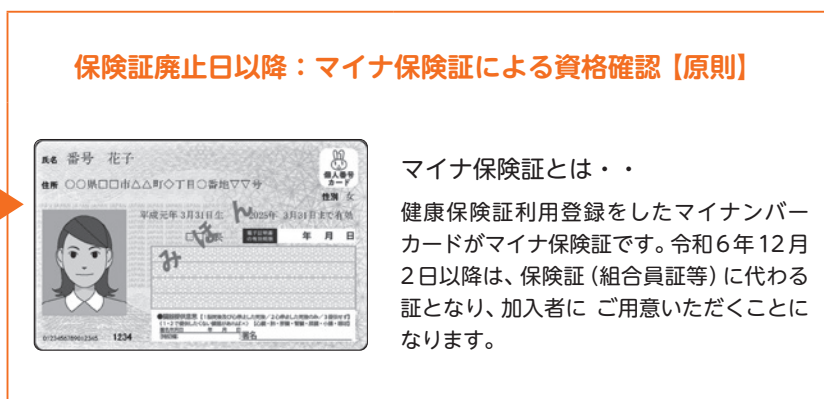
# 保険証 (組合員証等) 廃止日以降の保険証等の取扱い

case

01

## 保険証廃止日(R6.12.2)以降新規加入者が保険診療を受けるときの取扱い

保険証廃止日以降、保険証 (組合員証等) は交付できないため、新規加入者には、マイナ保険証を用意いただきます。(※)



(※) 令和6年12月1日以前に保険証(組合員証等)が交付されている加入者については、令和7年12月1日まで引き続き保険証(組合員証等)の利用が可能です。

case

02

## マイナ保険証による資格確認ができない場合等の取扱い

マイナ保険証による資格確認ができない場合には、以下の様式を医療機関等へ提示することで、保険診療を受けることができます。

	資格確認書	資格情報のお知らせ
用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードを取得していない者や、マイナンバーカードは取得しているが健康保険証利用登録をしていない者等、<b>マイナ保険証による資格確認ができない者が保険診療を受けるために医療機関へ持参する。</b> (紙、ハガキ又はカードで交付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関を受診する場合等、<b>マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証とともに提示することで保険診療を受けられる。</b></li> <li>加入者の記号・番号等を簡易に把握するための様式。</li> </ul>
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>マイナ保険証による資格確認ができない者に対して、交付します。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>原則、全加入者へ交付します。</b></li> <li>A4型等の様式で交付しますが、下部を切り取って携帯できる様式とする予定。</li> </ul>